

— 目次 —

- 平成29年2月の税務
- 10年で年金受給権ができる

いつもお世話になっております。

立春を目前にしていますとはいえ、まだまだ寒さ厳しき折り柄、お風邪など召されませぬよう、お気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 平成29年2月の税務

2/10

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

- 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)

- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

## 10年で年金受給権ができる

### ◆新たに64万人が年金受給

年金の受給資格を得るのに必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が成立しました。老齢基礎年金の納付期間は現在の25年から10年に短縮されました。平成29年8月から施行され10月に第1回目が支払われます。

日本では「無年金者」（無年金見込者含む）は118万人と推計されています。65歳以上の無年金者の約6割は保険料納付期間が10年未満です。平成29年8月以降は25年の年金受給資格期間を充たさない無年金の高齢者も10年以上の加入期間（免除・猶予・カラ期間を含む）があれば保険料を納めた期間に応じた年金が支給されることとなります。

### ◆外国の年金加入期間

外国での年金受給資格期間はアメリカの約10年、イギリスでは一定以上の収入の人が加入する事となっております。加入期間は特になく、ドイツの加入期間は5年、フランスやスウェーデンは加入期間の決まりはありません。今後少子高齢化の日本では労働力人口が減少し、保険料収入も縮小すると考えられます。そして他国からの外国人の受け入れ人数が増えて行くものと考えられます。他国の方が日本で働き、本国に戻って65歳から日本から年金が受けられたら魅力的でしょう。

### ◆いくら受給できるか

新たに受給できるようになるのは保険料を払った期間が10年以上25年未満の人で、過去にさかのぼっては受給できません。

年金額は保険料の納付期間に応じて支払われます。国民年金の場合は加入期間が10年で月約1万6千円、20年で約3万2千円、40年では満額の6万5千円となっており、10年で支給された額では生活費の補てん程度にしかありません。また、10年で受給ができるなら満額まで納めなくともよいと考える人も出てきそうです。

手続は加入が10年以上あった方は年金の請求書が送られてきますので、記入押印して年金事務所に提出します。しかし保険料免除やカラ期間を含めて10年以上になる方には請求書は送られてこないの自身でカラ期間の確認を行い、請求する事が必要です。

### ◆◆ あとがき ◆◆

先日、税務署へ行ったらなんと駐車場待ちで道路に行列が出来ていました。やっとの思いで税務署に入ると、普段は待たない受付で「番号札をお取りください」と…そう、確定申告の時期なのです（確定申告の受付はその時『150分待ち』と表示されていました…）。

弊社も既に繁忙期の気配…こんな時期は体調管理に気を付けて、しっかり食べて乗り切ります！まだまだ寒い日は続きますので、皆さまもどうぞ自愛くださいね。

アビームマネジメント一同